

鈴鹿市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
北長太290号線	長太栄町二丁目	長太栄町二丁目	48.7
	長太栄町二丁目		6.0～6.1
南長太553号線	長太栄町二丁目	長太栄町二丁目	48.3
	長太栄町二丁目		6.5
東玉垣278号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	10.7
	東玉垣町字丸田		4.0～5.3
東玉垣279号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	21.0
	東玉垣町字丸田		4.3
岸岡566号線	岸岡町字北山越	岸岡町	38.8
	岸岡町字北山越		4.4～5.3
岸岡567号線	岸岡町字北山越	岸岡町	69.0
	岸岡町字北山越		3.0～3.8
北玉垣755号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	8.1
	北玉垣町字小塚		7.1
神戸五丁目84号線	神戸五丁目	神戸五丁目	25.3
	神戸五丁目		5.5